

OKEKITA
おけきた

すいどうだより

編集・発行：桶川北本水道企業団

北本市中丸6-83 TEL.048(591)2775

ホームページ <https://water-okekita.jp/>



No.163

令和5年 4月号

給水人口140,313 人

給水世帯 64,066 世帯
(令和5年3月1日現在)

赤堀川(桶川市)

令和5年度の予算の概要

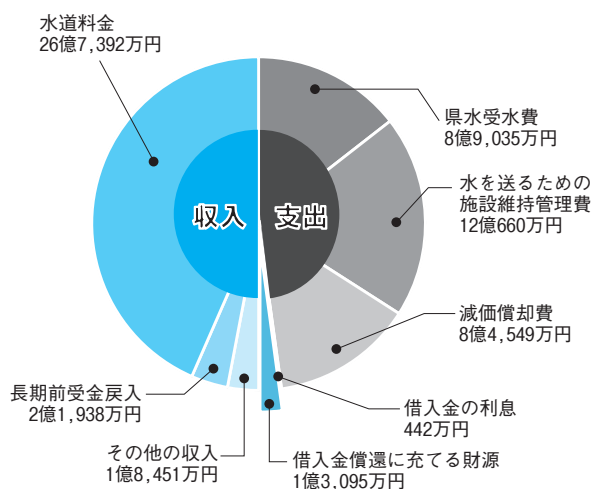
皆さまに安全な水道水をお届けするための、今年度の予算の概要をお知らせします。
水道事業は、皆さまからお支払いいただいた水道料金で経営しています。

業務の予定量（経営活動のための目標）

区 分	令和5年度予算	令和4年度予算	前年度予算との比較	増減比率
給 水 件 数	65,230 件	64,540 件	690 件	1.1 %
給 水 人 口	139,920 人	140,060 人	-140 人	-0.1 %
年 間 配 水 量	15,232,200 m ³	15,257,500 m ³	-25,300 m ³	-0.2 %
一 日 平 均 配 水 量	41,618 m ³	41,801 m ³	-183 m ³	-0.4 %
年 間 有 収 水 量	14,393,000 m ³	14,381,000 m ³	12,000 m ³	0.1 %
有 収 率	94.5 %	94.3 %	0.2 ポイント増	—

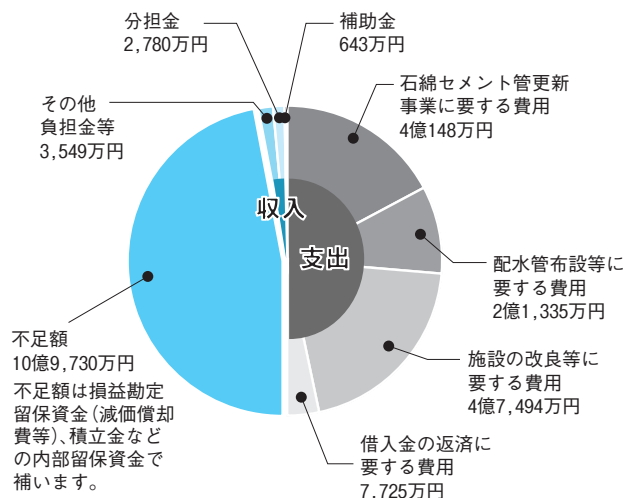
水道水をお届けするための予算 （収 益 的 収 支）

収入 30 億 7,781 万円
支出 29 億 4,686 万円



施設を作るための予算 （資 本 的 収 支）

収入 6,972 万円
支出 11 億 6,702 万円



主な事業内容

安全供給できる水道

- ・水質検査の実施
- ・配水池の内部清掃や水道管内洗浄の実施

非常時にも強靱な水道

- ・老朽化した石綿セメント管の布設替え
- ・江川調整池築造に伴う送配水管の移設
- ・川田谷浄水場電気設備の更新
- ・中丸浄水場非常用発電設備の整備

効率的な事業運営と持続できる水道

- ・漏水調査の実施や漏水多発地区の水道管の更新
- ・川田谷浄水場施設更新の基本設計の策定

令和5年度

水質検査計画を策定しました

水道企業団では、市民の皆さまに安心して水道水をご利用いただくために、法令に基づいて水質検査計画を策定し、水質検査をおこないます。

毎日検査

各浄配水場（4か所）で採水し、色・にごり・消毒の残留効果等について毎日検査をおこないます。また、桶川・北本市内の9か所の給水栓においても、同様の検査をおこないます。

水質基準項目の検査

各浄配水場の系統ごとに、水質基準に関する項目の一部または全部の検査を毎月おこないます。水質基準は、全51項目あり、人が生涯にわたり飲み続けても健康に影響のないことや、生活用水としての使用、水道管等の施設に障害がおこらないように設定されています。

水質管理目標設定項目の検査

厚生労働省は、水質基準を補完する目的で水質管理目標設定項目を定めています。各浄配水場の系統ごとに、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すために年1回検査をおこないます。

水質検査の方法

水質検査は、桶川北本水道企業団の職員による教育・訓練を受けた者及び厚生労働大臣の登録を受けた者に委託しておこないます。

水質検査計画はホームページ(<https://water-okekita.jp/>)で閲覧できます。



すいどう議会だより

令和5年第1回定例会が令和5年2月16日(木)に開催され、次の議案が原案のとおり可決されました。

- 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 桶川北本水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について
- 桶川北本水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について
- 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
- 桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

三井住友銀行窓口での納入通知書の取り扱いを終了いたします

令和5年3月31日をもって、三井住友銀行窓口での上下水道料金、工事手数料及び分担金のお支払いの取り扱いを終了いたしました。納入通知書裏面のお支払い場所に「三井住友銀行」と記載がある場合でも、お取り扱いできませんのでご了承ください。

なお、上下水道料金の口座振替は引き続きご利用いただけます。

水道管内洗浄作業のお知らせ

水道管内洗浄作業とは、年月の経過とともに水道管の内面に付着した水アカ等を洗浄し、濁り水の発生を予防するための作業です。洗浄作業は、夜間に消火栓等から排水することで実施します。

作業場所の近隣にお住まいの皆さまには、**事前に作業内容のお知らせを配布いたします**のでご確認ください。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

実施場所 北本市の JR 高崎線より東側地域

実施期間 令和5年 4月下旬から 8月下旬まで

作業時間 午後11時から翌日午前5時頃まで



漏水調査にご協力ください

桶川北本水道企業団では、地下漏水を早期に発見するため、専門業者による漏水調査を実施しています。**調査員は、当企業団が発行する身分証明書を携帯し、『桶川北本水道企業団』の腕章を付けています。**

戸別音聴調査では、皆さまの敷地に立ち入り、調査をさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、調査を適切かつ効率的に行うため、メーターボックスの上に物を置かないようご協力をお願いいたします。

なお、調査員が浄水器の販売や依頼していない給水管の調査・修理等をあつせんすることはありません。

調査場所 桶川市および北本市の全地域

調査期間 令和5年 4月1日から令和6年 3月31日まで

調査方法 道路上：路面音聴調査
宅地内：戸別音聴調査(メーター音聴)



【水道管内洗浄作業・漏水調査に関するお問い合わせ】 施設課維持係 048-592-4916

口座振替のおすすめ

新規申込み・変更手続き方法

- 水道企業団指定の口座振替依頼書または各金融機関備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、取扱金融機関の窓口で手続きをおこなってください。その際、「預金通帳」、「お届け印」、「水道番号」が必要になります。水道番号は「水道ご使用量のお知らせ(検針票)」または「納入通知書」をご確認の上、ご記入ください。水道番号がご不明の場合は、お問い合わせください。
- 口座振替日は検針月の翌月15日(休日の場合は翌営業日)となります。

口座振替取扱い金融機関(本支店)

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、中央労働金庫、さいたま農業協同組合、ゆうちょ銀行(各郵便局)

※みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行は、窓口での納入通知書払いのお取り扱いがありませんのでご了承ください。

指定給水装置工事事業者(水道工事ができる事業者)の到着情報

新規指定の事業者

事業者名	代表者	所在地	電話番号
鈴木工業(株)	鈴木 航	さいたま市南区南浦和2-33-5	048-886-7907
(有)沖田土木	青木 康弘	越谷市向畑528-4	048-977-8684
(有)鴨田設備工業	鴨田 晃	上尾市平塚1-12	048-771-6109
(有)川島機工設備	川島 良督	深谷市緑ヶ丘25-13	048-571-5052
(有)玉田工業	玉田 和也	ふじみ野市新駒林1-3-18	049-264-1658
(株)中島設備	中島 智史	桶川市坂田東3-14-8	048-727-1421
(株)TAG	田口 友和	熊谷市石原113-7	048-526-6706
IDC商事	西ノ谷 勉	さいたま市大宮区堀の内町2-92-24	048-627-1950
(株)マツモト設備	小貝紳二郎	熊谷市小江川2117-3	048-536-5177

所在地等に変更のあった事業者

事業者名	代表者	所在地	電話番号
(株)XEST	中山 智之	大阪府吹田市岸部南1-6-5-311	06-6317-8111
(株)協亜建設	田島 洋平	行田市野2411-1	048-559-0603

指定給水装置工事事業者ではなくなった事業者(法人化に伴う新規指定により)

事業者名	所在地
中島設備	桶川市坂田東3-14-8
ティー・エー・ジー	熊谷市石原113-7



給水装置を新設、改造、修繕または撤去する水道工事は、桶川北本水道企業団が指定した指定給水装置工事事業者以外では施工できません。水道工事を行う場合は、必ず当企業団の指定給水装置工事事業者に依頼してください。指定給水装置工事事業者の情報は、桶川北本水道企業団のホームページ (<https://water-okekita.jp/>) よりご覧いただけます(トップページ⇒お客さまへ欄の「水道の工事・修理」⇒指定給水装置工事事業者一覧表)。

引越しのご連絡はお早めに！

3月から4月は引越しが多いため、業務が大変混雑します。水道の使用開始や中止をされる場合は、下記の項目をご確認の上、電話またはホームページからお早めにご連絡をお願いします。

連絡先

電 話 048-591-2775 (代 表)
048-591-4795 (業務課)
ホームページ <https://water-okekita.jp/>



確認項目	住 所	氏 名	電話番号	使 用 開始日	使 用 中止日	水道 番号	転居先 住 所	料金清 算方法	備 考
開始する 場 合	○	○	○	○					入居先で水道が使える状態でもご連絡ください。
中止する 場 合	○	○	○		○	○ ※ 1	○	○ ※ 2	転居先が桶川市または北本市の給水区域内で、支払口座の変更がない場合は、口座振替が継続できますのでお申し出ください。

※ 1 : 「水道ご使用量のお知らせ(検針票)」に記載されています。

※ 2 : ①納入通知書、②口座振替、③現地清算(平日 8 : 30~17 : 15)よりお選びください。

検定満期の水道メーターを取り替えます

水道メーターは、使用水量を適正に計量するために、計量法で有効期限が8年と定められています。桶川北本水道企業団では、この有効期限(8年)を迎える前に水道メーターの取替えをおこないます。

実施期間

令和5年 **4月中旬** から **8月中旬頃** まで

対象のお客さまには、事前に「水道メーター取替えのお知らせ」(ハガキ)を郵送いたします。

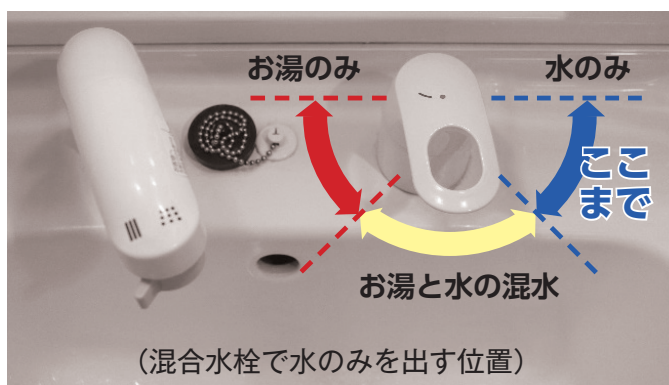
作業内容

- ・取替え作業は、桶川北本水道企業団が委託した事業者がおこないます。作業員は、「桶川北本管工事業協同組合」と記載した腕章を付けています。
- ・お客さまのお立ち合いは原則不要です。ご不在でも取替え作業はおこないます。
- ・取替え完了後は、「水道メーター検定満期取替完了のお知らせ」にてお知らせいたします。

作業後のお願い

取替え作業後は、蛇口から空気や濁った水が出ることがあります。**浄水器や給湯器、トイレ等はすぐに使用せず**、洗面所等(各階1か所)の蛇口から1分ほど水を流し、空気や濁りが無くなったことをご確認のあともにご使用ください。

洗面所等の蛇口が水とお湯を切り替えて出せる**混合水栓(シングルレバー水栓)**の場合は、**レバーを水側に最大限回して**、お湯と水が混ざった水ではなく、水のみを出すようにしてください。



費用

取替えにかかる費用は**無料**です。ただし、お客さまが別途、蛇口修理やメーターボックスの移設・取替えなどの給水装置工事をご希望される場合、その費用はおお客様のご負担となります。桶川北本水道企業団のホームページに掲載している指定給水装置工事事業者にご相談ください(4ページ参照)。

ご協力をお願いいたします

- ・取替え作業のためにお客さまの敷地内に入らせていただきますのでご了承ください。
- ・作業がしやすいように水道メーター周辺の整理をお願いします。

【お問い合わせ】 業務課 048-591-4795